

ID: 251

担当部署: 監査委員事務局

処分の概要	事務の監査の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	
法令名称 根拠条項	地方自治法施行令 第99条	
法令番号	昭和22年政令第16号	
【根拠条文】		
第91条		
2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。		
第99条 第91条から第98条まで、第98条の3及び前条の規定は、地方自治法第75条第1項の規定による普通地方公共団体の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第 91 条第 1 項及び第 2 項	当該普通地方公共団体の長	監査委員
第 91 条第 3 項から第 5 項まで	地方自治法第 74 条第 6 項各号	地方自治法第 75 条第 6 項において準用する同法第 74 条第 6 項各号
	普通地方公共団体の長	監査委員
第 92 条第 1 項	地方自治法第 74 条第 1 項	地方自治法第 75 条第 6 項において準用する同法第 74 条第 1 項
第 92 条第 3 項ただし書及び第 4 項	地方自治法第 74 条第 7 項	地方自治法第 75 条第 6 項において準用する同法第 74 条第 7 項
第 94 条第 1 項	地方自治法第 74 条第 5 項	地方自治法第 75 条第 6 項において準用する同法第 74 条第 5 項
第 95 条の 2	地方自治法第 74 条の 2 第 1 項	地方自治法第 75 条第 6 項において準用する同法第 74 条の 2 第 1 項
第 95 条の 3	地方自治法第 74 条の 2 第 5 項	地方自治法第 75 条第 6 項において準用する同法第 74 条の 2 第 5 項
第 95 条の 4	地方自治法第 74 条の 2 第 6 項	地方自治法第 75 条第 6 項において準用する同法第 74 条の 2 第 6 項
第 96 条第 1 項	地方自治法第 74 条第 1 項	地方自治法第 75 条第 1 項
	同法第 74 条の 2 第 6 項	同条第 6 項において準用する同法第 74 条の 2 第 6 項
	同法第 74 条第 5 項	同法第 75 条第 6 項において準用する同法第 74 条第 5 項

第 96 条第 2 項	地方自治法第 74 条の 2 第 10 項	地方自治法第 75 条第 6 項において準用する同法第 74 条の 2 第 10 項	
第 97 条第 1 項	地方自治法第 74 条第 5 項	地方自治法第 75 条第 6 項において準用する同法第 74 条第 5 項	
	普通地方公共団体の長	監査委員	
第 98 条第 1 項	普通地方公共団体の長	監査委員	
第 98 条第 2 項	普通地方公共団体の長	監査委員	
	第 74 条第 3 項の規定による議会の審議	第 75 条第 3 項の規定による事務の監査	
第 98 条の 3 第 1 項	地方自治法第 74 条の 2 及び第 74 条の 3	地方自治法第 75 条第 6 項において準用する同法第 74 条の 2 及び第 74 条の 3	
第 98 条の 3 第 1 項ただし書	同法第 74 条の 2 第 10 項	同法第 75 条第 6 項において準用する同法第 74 条の 2 第 10 項	
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15 日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日